

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第33号

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

相模原市国民健康保険条例(昭和34年相模原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第28条第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同条第3号中「560,000円」を「570,000円」に改める。

第28条の3第1項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。